量。ただし、実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、全国平均係数に代えて、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

㈡　電気（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

㈢　次の表の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。㈣において同じ。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た量の合計量。ただし、実測に基づく係数その他表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

熱　の　種　類	排　出　係　数
産業用蒸気	0.0654
産業用以外の蒸気、温水及び冷水	0.0532

㈣　熱（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他㈢の表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

④　割当年度における基準活動量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑤に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑤に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この④において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの活動量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。）　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。）　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において法第34条第１項の規定による届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準活動量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準活動量

⑤　④の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、次の㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準活動量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設し